



平成20年1月25日

財団法人九州陸運協会について

平成19年12月25日付け及び平成20年1月22日付けで(財)九州陸運協会に対し公益法人の業務運営について改善指導した事項に対し、本日、改善計画の提出があったので、概要をお知らせします。

これに関し、当局としては、指導内容に沿ったものと受け止めており、今後改善を図るとされている事項について、その実施状況を厳しく見守るとともに、引き続き必要な指導を行っていくこととしています。

<問い合わせ先>

九州運輸局総務部

総務課 担当：宮村

電話092-472-2312

平成20年 1月25日

改善計画の概要

九州運輸局

公益法人監督基準に合致するよう措置。

(財)九州陸運協会(以下「陸運協会」)理事6名中、4名が兼任していた九州陸運産業(株)(以下「陸運産業」)の役員(取締役・監査役)について、1月15日に2名が陸運産業役員を辞任し、指導監督基準の特定企業関係者1/3以下に適合。実施済み。

陸運協会理事6名中、運輸局OBが3名就任のところ、指導監督基準のOB1/3に適合するよう改善の手續に着手。(3月10日実施予定)

陸運協会評議員7名中、運輸局OBが7名就任のところ、指導監督基準のOB1/2を満たすよう改善の手續に着手。(3月10日実施予定)

公益法人が民間企業の実質的経営とならないよう措置。

陸運協会の理事長等常勤役員が、陸運産業の社長等常勤役員とならないよう、陸運産業の常勤の社長である陸運協会の理事長は協会を1月31日に辞任予定。

なお、1月15日に協会の理事2名が産業取締役を辞任し、今後、協会の理事1名(非常勤)も陸運産業監査役を3月10日に辞任予定。

陸運協会役員が保有していた陸運産業の株式については1月22日に他に譲渡。

陸運協会と陸運産業の事務室を分離する。当面隔壁による区分を早急を実施。(1月中に実施予定)

陸運協会職員による陸運産業の営業所長兼務を1月15日付で解消。

制服の単独化を1月4日から実施。2月1日から名札の着用により身分の明示を予定。人的交流を1月15日付で解消。

陸運協会から陸運産業を介さずに、昨年12月1日より印刷物等を直接発注。

公益法人と行政書士事務所との業務の混同とならないよう措置。

陸運協会と行政書士事務所を隔壁等により明確に区分(1月中に実施予定)

執務時間管理等を行い、公益法人と行政書士との業務を分離。(1月18日実施)

陸運協会支部長の行政書士兼職は原則廃止に向け、可能な支部から逐次実施。

行政書士の業務と産業の業務の区分を明確化させることに着手。

協会職員が運輸支局等内で業務をすることについての措置(1月21日から実施)

公益事業として行うこととし、

自動車関係の諸手續についての案内に限る。

協会職員と運輸支局等職員が外見的に区別できるようにする。(制服、名札、腕章の着用)